

医療法人等の法人事業税に係る所得金額の計算について

徳島県

医療法人等の法人事業税に係る所得金額の計算において、社会保険診療に係る支払を受けた金額及び経費は、益金・損金の額に算入しないこととされています。

そのため、医療法人等の法人事業税の申告に当たっては、「医療法人等にかかる所得金額の計算書」を用いて、所得計算を行う必要があります。

このたび「よくある計算誤りの事例」「お問い合わせの多い事例」をとりまとめましたので、申告の際の参考としてください。

<「医療法人等にかかる所得金額の計算書（以下「計算書」）（本表）>

1 「社会保険分の所得金額」（⑦欄）の端数処理について

「社会保険分の所得金額」は、次により算定することとなっています。

$$\frac{\text{社会保険分の医療収入金額（⑤欄）}}{\text{医療保険業等の総収入金額（⑥欄）}} \times \text{課税標準の算定の基礎となる所得金額（④欄）}$$

この場合、⑤欄／⑥欄の数値は、小数点以下第6位までの数値（小数点以下第6位未満の端数がある場合は、これを切り上げた数値）を用いてください。

また、算定した数値に1円未満の端数がある場合、正の値であるときは切り上げ、負の値であるときは切り捨ててください。

<「計算書」の「計算の基礎とする収入金額の計算書（附表）>

1 各種補助金・委託料…『その他の収入金額』又は『その他の収入金額』に含まない

「医療保健業に対する業務の対価」として支払われる委託料、協力金、手当などの内容であるものは、『その他の収入金額』に含めてください。

これ以外の国、地方公共団体及びこれらに準ずる公的機関からの補助金等（※1）は、『その他の収入金額』に含まれません。（「計算の基礎とする収入金額」から除外。）

（※1）施設整備に対する助成金、雇用に対する補助金、借入に対する助成金、臨床研修費等補助金等

2 「特定健康診査」「特定保健指導」に係る収入…『その他の収入金額』

「特定健康診査」「特定保健指導」に係るものは医療の給付に当たらないため、『その他の収入金額』となります。

したがって、利用者負担額及び国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金へ請求して支払を受けた額は、『その他の収入金額』に含めてください。

※ 国民健康保険団体連合会は、診療報酬と特定検診等の支払通知書が別になっていますが、社会保険診療報酬支払基金は、一枚の通知書の中に両方記載されていますので注意してください。

（裏面に続く）

3 介護保険施設などに入所（滞在）される方の「居住費（滞在費）」及び「食費」

…『その他の収入金額』

全額が利用者の自己負担となっているため『その他の収入金額』に含めてください。

なお、所得が少ない方の負担を軽減するため、国民健康保険団体連合会から補足給付される「特定入所者介護サービス費」についても、『その他の収入金額』に含めてください。

4 医療系の介護サービスについて、支給限度基準額を超える部分の収入（保険対象と ならないもの）…『その他の収入金額』

要介護度に応じた支給限度基準額を超えるサービスを受けた場合、超える部分の費用は全額が利用者負担となるため、『その他の収入金額』に含めてください。

なお、当該利用者負担額を市町村が負担している場合についても、同様に『その他の収入金額』に含めてください。

5 保険等査定増減…『社会保険診療に係る収入金額』又は『その他の収入金額』

保険等査定増減は、その内容に応じて『社会保険診療に係る収入金額』又は『その他の収入金額』に適切に区分してください。

○その他の留意事項

1 消費税の課税事業者で税込経理を行っている場合の消費税相当額

『その他の収入金額』のうち消費税の課税対象となる収入金額から、消費税相当額を控除してください。

2 租税に係る還付金

租税に係る還付金は、『その他の収入金額』には含まれません。

なお、還付加算金は『その他の収入金額』に含めてください。

3 償却資産売却益（売却代金－帳簿価額）

車輛等の償却資産を売却した場合に『その他の収入金額』に含める金額は、売却代金が償却資産の取得価額（簿価＋減価償却累計額）を超える場合の当該超える金額となります。

4 法人税申告書別表4で減算された「受取配当等の益金不算入額」等

損益計算書の各科目の収入金額のうち、法人税申告書別表4で加算又は減算されたものがある場合は、それぞれの収入金額に加算又は減算してください。

※ この項目において『その他の収入金額』に含まれないものは、「計算の基礎とする収入金額」から除外されます。